

2022年11月15日

一般財団法人きもの森 会員規約

(目的)

第1条 この規約は、一般財団法人きもの森（以下、「当法人」と称する）の定款第32条の規定に基づき、会員に関し必要な事項を定める。

(会員)

第2条 当法人の目的に賛同する個人、法人（法人に準ずる団体を含む）については、本規定に定める手続きにより会員とすることができる。

(会員の種類)

第3条 会員の種類は次の通りとする。

- (1) 個人会員 — 当法人の目的に賛同する個人
- (2) 法人会員 — 当法人の目的に賛同する法人及び団体

(会費)

第4条 会員は第5条で定める会費を納入しなければならない。また、一旦納入された会費は、事由の如何を問わずこれを返還しない。

- 2 会費の納入は年1回を原則とし、毎年度4月末日までに当該年度分として納めるものとする。なお、年度途中での入会も年額を納めるものとする。

(会費の額)

第5条 会費の額は、次の通りとする。

- (1) 個人会員 — 年額 1,000円
- (2) 法人会員 — 年額 10,000円

(分担金)

第6条 当法人の理事会は、会員間の繋がる場をつくるため、会員に分担金その他の費用の負担を求めることができる。

(入会手続き)

第7条 会員になろうとする者は、別に定める所定様式の入会申請書に、次の書類を添付して事務局に申請しなければならない。

- (1) 個人会員 — 経歴書
- (2) 法人会員 — 法人・団体概要（事業・活動内容を示す書類）
- (3) 個人・法人会員共通 — その他、当法人の指示する書類

(入会承認)

第8条 前条により申請があった場合は、事務局は理事会に必要な書類を提出し、入会承認の可否を求めなければならない。

- 2 前項の承認を得た場合は、事務局は速やかにその結果を申請者に連絡するものとする。
- 3 入会承認が得られなかった場合は、その旨、申請者に速やかに伝えるものとする。但し、その経過や事由は公表しない。

(資格の喪失及び退会)

第9条 次に掲げる各号の一に該当する場合は、会員の資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 会員の解散、廃業または死亡
- (3) 除名

2 退会する場合は、任意様式で退会の意思を表明する文書を作成し、事務局に提出しなければならない。

3 次に掲げる各号の一に該当する場合は、理事長は理事会の議決に基づき当該会員を除名することができる。また、緊急を要する場合は、理事会の承認を得るまでの期間、理事長は当該会員の資格停止の処分を行うことができる。

- (1) 会費または個別に定められた分担金その他の費用を滞納したとき
- (2) 当法人の名誉を毀損し、また当法人の目的に反する行為のあったとき

(支部の設置)

第10条 各さんちにおいて、会員から構成される支部を設置することができる。

- 2 前項の支部は、理事会の議決に基づき理事長が設置する。
- 3 第1項の各支部において、会員のうち1人を支部長とする。

(支部会の開催)

第11条 年に1度、支部会を開催することとする。

(規約の変更)

第12条 この規約は、理事会の決議によって変更することができる。